

施策名 (事業名)	社会資本整備総合交付金（道路事業）	
目的	道路事業 i 交通結節点改善（駅前広場、自由通路等） 駅前広場をはじめとする交通結節点は、複数の交通手段をつなぐ施設であり、交通機関間の円滑な乗り換えや鉄道による市街地分断の解消、バリアフリー化への対応等のため、駅前広場・自由通路などを整備することで道路と鉄道等の交通施設との結節性の向上を図る ii 無電柱化 無電柱化は、道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすことである 「安全で快適な通行空間の確保」、「都市景観の向上」、「安定したライフラインの実現」、「情報通信ネットワークの信頼性向上」のほか、災害時の避難路として、電柱の倒壊や、電線の垂れ下がりによる被災防止、道路の通行阻害の防止を図る	
国の窓口	国土交通省都市局街路交通施設課 （国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課）	
道の窓口 (内線番号)	建設部 まちづくり局都市環境課街路計画係 （29-570）	
事業 の	対象団体	地方公共団体
	対象事業	・社会資本整備総合交付金事業 1 道路事業 ・防災・安全交付金事業 1 道路事業
	採択要件	・社会資本整備総合交付金事業 1 道路事業 地方公共団体（地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。）が実施する一般国道、道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な都道府県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道若しくは市町村道の新設、改築又は修繕に関する事業であって、次に掲げる基準に適合するもの。 1 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること 2 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること ・防災・安全交付金事業 1 道路事業 地方公共団体（地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。）が実施する一般国道、道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な都道府県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道若しくは市町村道の新設、改築又は修繕に関する事業、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第6条に規定する除雪に係る事業又は活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第22条に規定する降灰の除去事業であって、次に掲げる基準に適合するもののうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業（原則として、バイパス整備事業等（表1-(1)に掲げる事業は除く。）及び道の駅に関する事業は交付対象外とする。） 1 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること 2 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること 3 改築（老朽化対策を主たる目的として行う更新事業に限る。）及び修繕に関する事業については、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること ① 地方公共団体において「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定していること。 ② 橋梁、トンネル及び大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シールド等）に係る事業にあっては、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づく、近接目視による定期点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている施設であって、「長寿命化修繕計画（個別施設計画）」に基づくものであること ただし、橋梁（橋長15m未満のものに限る。）、トンネル及び大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シールド等）にあっては令和3年度以降の措置とする 4 老朽化対策としての橋梁の更新事業については ① 判定区分Ⅰ又はⅡの橋梁に係る事業は、交付対象外とする ② 判定区分Ⅲ又はⅣの橋梁に係る事業は、修繕を行う場合と更新を行う場合のライフサイクルコストを比較し、更新を行う場合の方が経済的と認められた事業に限る

概要

表1-(1) (バイパス整備事業等における交付対象要件)

交付対象となるバイパス整備事業等	要件の内容
交通安全対策に係るもの	以下の事業として、公表されているものであって、かつ、最も効率的であると認められるものであること。 ① 平成25年12月6日付け「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効率的な取組の推進について」に基づき、基本的方針(通学路交通安全プログラム)に基づく対策に位置づけられたもの ② 「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策(令和元年6月18日関係閣僚会議決定)」に基づき行われた緊急安全点検結果等を踏まえた対策必要箇所に位置づけられたもの
防災震災対策に係るもの	現道における自然災害等に備えて早急に実施する事前防災及び減災に係る改良事業と比較して、最も効率的・経済的であると認められるものであること
国土強靱化対策に係るもの	国土強靱化地域計画に基づく事業であること

※原則として、車線数の増加を伴う事業は対象外とする。ただし、1.5車線の道路整備や道路構造令(昭和45年10月29日政令第320号)で定める基準を満たすためにやむを得ないと認められる場合には、この限りではない。

補助率 又は 補助額	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編 国費の算定方法による
対象経費	社会資本整備総合交付金交付要綱附属Ⅱ編のとおり
財政支援	起債措置及び交付税措置 公共事業等債 市町村(指定市含む) 90% 交付税措置 20% (財対分の1/2) ※ 詳細は起債・交付税担当課に確認のこと
その他	

中心市街地活性化法との関連

- 直接関係する事業
- 法に基づく基本計画が必要な事業
- 優遇措置を受けられる事業(優遇措置を受けられる項目:)
- その他、中心市街地活性化に資する事業

施策名 (事業名)	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）
目的	都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担が図られた交通体系を確立する
国の窓口	国土交通省都市局街路交通施設課 （国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課）
道の窓口 (内線番号)	建設部 まちづくり局都市環境課街路計画係 （29-570）
事業	対象団体
	対象事業
	採択要件

地方公共団体並びに地方公共団体からの補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等

社会資本整備総合交付金事業 13 市街地整備事業－都市・地域交通戦略推進事業

・整備地区
 事業を実施する整備地区は、第1号又は第2号に掲げる条件に該当する地区とする

1 次の要件のいずれかに該当する地区であること

イ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（同条第2項第2号に規定する居住誘導区域及び同項第3号に規定する都市機能誘導区域を定めたものに限る。当該立地適正化計画と一体となって都市計画区域外に関する事項を定めたものを含む。）を策定している区域又は都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村（以下「基幹市町村」という。）の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる範囲に限る。）（以下「地域生活拠点」という。）

（1）基幹市町村が作成した立地適正化計画において、基幹市町村における拠点として位置付けられた区域

（2）基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村（以下「連携市町村」という。）が共同して作成した広域的な立地適正化の方針（※1）において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。

（3）基幹市町村が作成した立地適正化計画と整合した、市町村管理構想又は地域管理構想（※2）において、基幹市町村における拠点として位置付けられた区域

（4）基幹市町村及び連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域

（※1）広域的な立地適正化の方針とは、市町村間の広域連携を促進するため、複数の市町村（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村を必須とし、立地適正化計画を有しない市町村を除き、都市計画区域を有しない市町村にあっては地域生活拠点を位置付けた市町村に限る。）が共同して策定するものであって、都市圏における拠点や施設の立地等に関する方針を記載したものをいう。

（※2）市町村管理構想又は地域管理構想は「国土の管理構想」（令和3年6月国土交通省国土政策局策定）に基づくものをいう。

ロ 基幹市町村における都市機能誘導区域と地域生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークを含む区域

ハ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する基本構想において定められている又は定められることが確実と見込まれる同条第2項第1号の区域

ニ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第8項に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画の重点区域に定められる又は定められることが確実と見込まれる区域（区域内で整備される施設等と密接に関連して区域外で整備される施設を含む）

ホ 踏切道改良促進法（令和2年法律第31号）第4条に規定する地方踏切道改良計画に定められる又は定められることが確実と見込まれる踏切道の改良を行う区域

2 都市・地域の将来像実現のための都市交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通戦略（以下13-(8)関係部分において「戦略」という。）を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域

交付対象事業
 本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業（2.の第1号ハのみに該当する地区で実施する事業については、イ並びにロの(1)、(2)及び(9)に掲げる事業に限る。）とする

ただし、以下のロ（(9)又は(10)のみを実施する事業を除く。）及びハについては、全体事業費1億円以上の事業とする

なお、都市構造再編集集中支援事業の対象となる都市機能誘導区域内で、立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画を策定し、地域公共交通網形成計画に位置づけられた基幹的公共交通の停留所等のバリアフリー化を行う場合に限り、都市構造再編集集中支援事業の事業費を加算することができる

また、立地適正化計画に位置付けられていない事業については、鉄道、バス等でピーク時間運行本数が片道で1時間あたり3本以上ある公共交通に係るものに限る。ただし、平成30年度末までに提出される整備計画に基づく事業であって、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内の事業についてはこの限りではない

の 概 要	<p>イ 整備計画の作成等に関する事業</p> <p>(1) 整備計画の作成に関する事業</p> <p>(2) 交通まちづくり活動推進事業</p> <p>(3) スマートシティの推進に資する社会実験</p> <p>ロ 公共的空間等の整備に関する事業</p> <p>(1) 公共的空間等が整備される敷地の整備</p> <p>(2) 公共的空間の整備</p> <p>(3) 歩行空間の整備</p> <p>(4) 駐車場の整備</p> <p>(5) 駐車場有効利用システムの整備</p> <p>(6) 観光バス駐車場の整備</p> <p>(7) 荷捌き駐車施設の整備</p> <p>(8) 自転車駐車場の整備</p> <p>(9) バリアフリー交通施設の整備</p> <p>(10) シェアサイクル設備の整備</p> <p>(11) 分散型エネルギーシステム及び再生可能エネルギー施設等の整備</p> <p>(12) LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備</p> <p>(13) (1)から(10)までの施設の代替となる又は(1)から(12)までの施設と一体となった鉄道施設等の整備</p> <p>ハ 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される次の事業</p> <p>(1) 都市情報提供システムの整備</p> <p>(2) 地下交通ネットワークの管理安全施設の整備</p> <p>(3) 歩行活動の増加に資する施設の整備</p> <p>(4) 公共交通機関の利用促進に資する施設の整備</p> <p>(5) 案内標識の整備</p> <p>(6) スマートシティの推進に資する情報化基盤施設等の整備</p> <p>交付金事業者 交付金の交付を受けて本事業を実施する地方公共団体及び地方公共団体からの補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等をいう。なお、地方公共団体からの補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等とは、民間事業者等とする。</p>
補助率 又は 補助額	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第三編 国費の算定方法による
対象経費	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第二編のとおり
財政支援	<p>起債措置及び交付税措置</p> <p>・ 公共事業等債 市町村（指定市含む） 90% 交付税措置 20%（財対分の1/2）</p> <p>※ 詳細は、起債・交付税担当課に照会、確認のこと</p>
その他	
<p>中心市街地活性化法との関連</p> <p><input type="checkbox"/> 直接関係する事業</p> <p><input type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業</p> <p><input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業（優遇措置を受けられる項目： ）</p> <p><input type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業</p>	

施策名 (事業名)	都市・地域交通戦略推進事業費補助
目的	都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担が図られた交通体系を確立する
国の窓口	国土交通省都市局街路交通施設課 (国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課)
道の窓口 (内線番号)	建設部 まちづくり局都市環境課街路計画係 (29-570)
事業	対象団体 法定協議会、都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体、独立行政法人都市再生機構
	対象事業 都市・地域交通戦略推進事業
	採択要件 ・整備地区 事業を実施する整備地区は、第1号又は第2号に掲げる条件に該当する地区とする 1 次の要件のいずれかに該当する地区であること イ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（同条第2項第2号に規定する居住誘導区域及び同項第3号に規定する都市機能誘導区域を定めたものに限る。当該立地適正化計画と一体となって都市計画区域外に関する事項を定めたものを含む。）を策定している区域又は都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村（以下「基幹市町村」という。）の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる範囲に限る。） （以下「地域生活拠点」という。） （1）基幹市町村が作成した立地適正化計画において、基幹市町村における拠点として位置付けられた区域 （2）基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村（以下「連携市町村」という。）が共同して作成した広域的な立地適正化の方針（※1）において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。 （3）基幹市町村が作成した立地適正化計画と整合した、市町村管理構想又は地域管理構想（※2）において、基幹市町村における拠点として位置付けられた区域 （4）基幹市町村及び連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域 （※1）広域的な立地適正化の方針とは、市町村間の広域連携を促進するため、複数の市町村（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村を必須とし、立地適正化計画を有しない市町村を除き、都市計画区域を有しない市町村にあっては地域生活拠点を位置付けた市町村に限る。）が共同して策定するものであって、都市圏における拠点や施設の立地等に関する方針を記載したものをいう。 （※2）市町村管理構想又は地域管理構想は「国土の管理構想」（令和3年6月国土交通省国土政策局策定）に基づくものをいう。 ロ 基幹市町村における都市機能誘導区域と地域生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークを含む区域 ハ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する基本構想において定められている又は定められることが確実と見込まれる同条第2項第一号の区域 ニ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第8項に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画の重点区域に定められる又は定められることが確実と見込まれる区域（区域内で整備される施設等と密接に関連して区域外で整備される施設を含む） ホ 踏切道改良促進法（令和2年法律第31号）第4条に規定する地方踏切道改良計画に定められる又は定められることが確実と見込まれる踏切道の改良を行う区域 2 都市・地域の将来像実現のための都市交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通戦略を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域 ・補助対象 補助金の交付対象は、次の各号に掲げる事業（制度要綱第3条のうち同条第一号イのみに該当する地区で実施する事業については、イ並びにロの(1)、(2)及び(9)に掲げる事業に限る。）とする。 ただし、以下のロ（(9)又は(10)のみを実施する事業を除く。）及びハについては、全体事業費1億円以上の事業とする。 なお、都市構造再編集集中支援事業の対象となる制度要綱第3条第一号イに掲げる都市機能誘導区域（以下、「都市機能誘導区域」という）内で、立地適正化計画及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」）を策定し、地域公共交通計画に位置付けられた基幹的公共交通の停留所等のバリアフリー化を行う場合に限り、都市構造再編集集中支援事業の事業費を加

の 概 要	<p>算することができる。</p> <p>また、制度要綱第3条第一号イに掲げる立地適正化計画（以下、「立地適正化計画」という。）に位置付けられていない事業については、鉄道、バス等でピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上ある公共交通に係るものに限る。ただし、平成30年度末までに提出される整備計画に基づく事業であって、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内の事業についてはこの限りではない</p> <p>イ 整備計画の作成等に関する事業</p> <p>(1) 整備計画の作成に関する事業</p> <p>(2) 交通まちづくり活動推進事業</p> <p>(3) スマートシティの推進に資する社会実験</p> <p>ロ 公共的空間等の整備に関する事業</p> <p>(1) 公共的空間等が整備される敷地の整備</p> <p>(2) 公共的空間の整備</p> <p>(3) 歩行空間の整備</p> <p>(4) 駐車場の整備</p> <p>(5) 駐車場有効利用システムの整備</p> <p>(6) 観光バス駐車場の整備</p> <p>(7) 荷捌き駐車施設の整備</p> <p>(8) 自転車駐車場の整備</p> <p>(9) バリアフリー交通施設の整備</p> <p>(10) シェアサイクル設備の整備</p> <p>(11) 分散型エネルギーシステム及び再生可能エネルギー施設等の整備</p> <p>(12) LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備</p> <p>(13) (1) から (10) までの施設の代替となる又は (1) から (12) までと一体となった鉄道施設等の整備</p> <p>ハ 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される次の事業</p> <p>(1) 都市情報提供システムの整備</p> <p>(2) 地下交通ネットワークの管理安全施設の整備</p> <p>(3) 歩行活動の増加に資する施設の整備</p> <p>(4) 公共交通機関の利用促進に資する施設の整備</p> <p>(5) 案内標識の整備</p> <p>(6) スマートシティの推進に資する情報化基盤施設等の整備</p>
	<p>補助率 又は 補助額</p> <p>都市・地域交通戦略事業費補助交付要綱による</p>
	<p>対象経費</p> <p>都市・地域交通戦略事業費補助交付要綱のとおり</p>
	<p>財政支援</p>
	<p>その他</p>
<p>中心市街地活性化法との関連</p> <p><input type="checkbox"/> 直接関係する事業</p> <p><input type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業</p> <p><input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業（優遇措置を受けられる項目： ）</p> <p><input type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業</p>	

施策名 (事業名)	無電柱化推進計画事業補助	
目的	道路の防災性能の向上、通行空間の安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から、「無電柱化の推進に関する法律」に基づき策定された「無電柱化推進計画」の着実な推進に寄与。	
国の窓口	国土交通省都市局街路交通施設課 (国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課)	
道の窓口 (内線番号)	建設部 まちづくり局都市環境課街路計画係 (29-570)	
事業の概要	対象団体	地方公共団体
	対象事業	無電柱化推進計画事業
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・事業要件 事業要件は、次のいずれにも該当する無電柱化推進計画事業とする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成に資する事業であって、「都道府県無電柱化推進計画等」(地方版無電柱化推進計画)に位置づけられている事業 ただし、道路の新設、バイパス整備及び道路拡幅のうち車線数の増加を伴う事業と同時に無電柱化推進計画事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者に対しその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を行う事業は除く。)は除く。 2 低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により、低コスト化に取り組む事業 ※ただし、施行の際、既に工事に着手しているなど工法・手法が決定している事業は除く。 ・無電柱化事業計画 <ol style="list-style-type: none"> 1 この要綱により、国の補助を受けて無電柱化推進計画事業を実施しようとする地方公共団体は、あらかじめその無電柱化事業計画(以下「事業計画」という。)を策定し、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長を経由して国土交通大臣に提出するものとし、当該事業計画を変更した場合(事業計画の交付決定を変更する場合に限る。)も同様とする。この際、当該地方公共団体が市町村(指定市を除く。)の場合は、都道府県を経由して行うものとする。 2 事業計画の提出については、補助金等の交付申請等にあたって添付することをもって提出したものとみなす。 3 事業計画には別紙様式により、次に掲げる事項を定めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都道府県無電柱化推進計画等の内容 (2) 各事業の内容 <ol style="list-style-type: none"> ① 無電柱化の対象道路 ② 実施箇所(市区町村名) ③ 事業主体 ④ 事業種別 ⑤ 道路種別 ⑥ 無電柱化整備延長 ⑦ 無電柱化の手法 ⑧ 低コスト化への取り組み ⑨ 全体事業費 ⑩ 事業実施期間 (3) 当該年度の費用

要	補助率 又は 補助額	現行法令に規定する補助率 ・補助国道、都道府県道又は市町村道の改築：補助率 5.5/10 (これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能)
	対象経費	「無電柱化の推進に関する法律」に基づき国により策定された「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、地方公共団体において定める推進計画に基づき実施される無電柱化事業
	財政支援	
	その他	
中心市街地活性化法との関連 <input type="checkbox"/> 直接関係する事業 <input type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業 <input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業（優遇措置を受けられる項目： ） <input type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業		

無電柱推進計画事業補助制度の概要

制度の概要

「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、同目標に係る地方公共団体による無電柱化の整備を計画的かつ集中的に支援を実施。

補助対象者

- ・ 無電柱化推進計画事業を行う地方公共団体又は土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者に対しその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を行う地方公共団体

事業要件

- ・ 以下のいずれの条件にも該当する事業
 - ① 「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成に資する事業であって、「都道府県無電柱化推進計画等」（地方版無電柱化推進計画）に位置づけられている事業※1
 - ② 低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により低コスト化に取り組む事業※2

※1 道路の新設、バイパス整備及び道路拡幅のうち車線数の増加を伴う事業と同時に行う無電柱化推進計画事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者に対しその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を行う事業は除く。）は除く。 ※2

※2 令和4年度末時点において本補助制度にて補助している事業は除く。

補助率

■ 現行法令に規定する補助率

- ・ 補助国道、都道府県道又は市町村道の改築

・・・ 5.5 / 10

 （これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能）

※沖縄県の区域内の地方公共団体に対しては、社会資本整備総合交付金と同様、沖縄振興特別措置法施行令に基づく補助率を適用

事業のイメージ

緊急輸送道路等の防災性の向上



整備前



整備後



良好な景観の形成



その他

PFI手法を活用する場合の国庫債務負担行為の年限は、PFI法に基づき30箇年以内